

愛媛県生活習慣病検診等
管理指導会議肝がん部会
(愛媛県肝炎対策協議会)

日時：令和8年3月11日（水） 18：00～19：30

会場：愛媛県庁第1別館 3階 第3会議室

愛媛県生活習慣病予防協議会肝がん部会
(愛媛県肝炎対策協議会)

次 第

日時：令和8年3月11日(水) 18:00~19:30
場所：愛媛県庁 第1別館 3階 第3会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 愛媛県の現状
- (2) 令和7年度肝炎対策の取組状況について
- (3) 肝炎ウイルス検診精密検査実施医師について
- (4) その他

3 閉 会

【配布資料】

- 議事次第(次第、委員名簿、配席図、愛媛県生活習慣病予防協議会設置要綱、愛媛県生活習慣病予防協議会肝がん部会業務実施要領)
- 資 料 1 愛媛県の現状
- 資 料 2 令和7年度肝炎対策の取組状況について
- 資 料 3 肝炎ウイルス検診精密検査実施医療機関について

- 参考資料 1 第3次愛媛県肝炎対策推進計画の概要
- 参考資料 2 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業チラシ(妊婦健診)
- 参考資料 3 令和8年度肝炎対策予算案の概要(厚生労働省)

愛媛県生活習慣病検診等管理指導会議肝がん部会（愛媛県肝炎対策協議会）

【令和8年3月11日（水）開催】

出席者名簿

氏名	役職	備考
日浅陽一	愛媛大学大学院医学系研究科医学専攻 消化器・内分泌・代謝内科学教授	部会長
堀池典生	済生会今治第二病院名誉院長	副部会長
平岡淳	愛媛県立中央病院消化器内科主任部長	部会員
徳本良雄	愛媛大学大学院医学系研究科消化器・内分泌・代謝内科学講座准教授 愛媛大学医学部附属病院肝疾患診療相談センター長	部会員
浅木彰則	四国がんセンター 消化器内科医長	部会員
武田せい子	薬害C型肝炎訴訟原告	部会長が必要と認めた者
松岡貞江	愛媛肝炎の会（甘草の会）代表	部会長が必要と認めた者
垂水謙庄	全国B型肝炎訴訟愛媛原告	部会長が必要と認めた者

【事務局】

所属	職名	氏名
保健福祉部健康衛生局健康増進課	課長	中田一郎
〃	主幹	合田裕二
〃 感染症対策G	担当係長	仙波敬子
〃	技師	平松夕奈

愛媛県生活習慣病検診等管理指導会議開催要綱

(開催)

第1条 がん、心臓病等の生活習慣病の動向を把握し、また、市町、医療保険者及び検診実施機関に対し検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的な見地から適切な指導を行うとともに、生活習慣病対策の推進を図るため、愛媛県生活習慣病検診等管理指導会議(以下「会議」という。)を開催する。

2 会議は、がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号。以下「がん登録推進法」という。)第18条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関とする。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を知事に報告する。

- (1) 生活習慣病検診の精度管理に関すること。
- (2) 生活習慣病検診情報の分析及び評価に関すること。
- (3) 生活習慣病登録の評価と精度管理に関すること。
- (4) その他生活習慣病対策の推進に必要な事項。

(組織)

第3条 会議は、構成員40人以内で組織する。

2 構成員は、生活習慣病に関する専門知識を有する者及び県職員のうちから会長が選任する。

(会長)

第4条 会議に会長1人を置く。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は会長が招集し、議長となる。

(部会)

第6条 会議に、会議の任務に係る事項を専門的に検討させるため、消化器がん部会、子宮がん部会、肺がん部会、乳がん部会、前立腺がん部会、肝がん部会、がん登録部会及び循環器疾患等部会を置く。

- 2 肝がん部会は、第2条に定めるもののほか、特に肝炎対策における必要な検討等を行うものとする。
- 3 がん登録部会は、第2条に定めるもののほか、がん登録推進法の規定による審議を行うものとする。
- 4 部会員は、構成員のうちから会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第7条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

(関係者の出席)

第8条 会長及び部会長は、必要と認めるときは、会議又は部会に構成員及び部会員以外の関係者の出席を求めることができる。

(専門構成員)

第9条 がん登録部会に専門構成員1人を置く。

2 専門構成員は、個人情報の保護に関する学識経験のある者のうちから、会長が選任する。

3 第4条の規定は、専門構成員に準用する。

(がん登録推進法の規定による審議)

第10条 会議は、がん登録推進法の規定による審議を行う場合においては、がん登録部会の議決をもって、会議の議決とみなすものとする。

(庶務)

第11条 会議の庶務は保健福祉部健康衛生局健康増進課において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年7月30日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

2 昭和63年3月31日において、改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の第3条第2項の規定により委員に委嘱又は任命されている者の任期は、旧要綱第4条第1項の規定にかかわらず、同日付けで満了したものとする。

附 則

この要綱は、平成元年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年度中に要綱第3条2項の規定により委員に委嘱又は任命された者の任期は、要綱第4条1項の規定にかかわらず、平成14年6月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 23 日から施行する。

愛媛県生活習慣病検診等管理指導会議肝がん部会業務実施要領

この要領は、愛媛県生活習慣病検診等管理指導会議開催要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、要綱第7条及び第10条の規定に基づき、愛媛県生活習慣病検診等管理指導会議肝がん部会（以下「肝がん部会」という。）の業務等について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 肝がん部会は、要綱に定めるもののほか、愛媛県における肝炎対策を推進するため、肝炎に関する事項について必要な検討を行うとともに、関係機関との連絡・調整を図る。

（業務）

第2条 肝がん部会の業務は、要綱に定める事項のほか、次に掲げる事項とする。

- （1）要診療者に対する相談及び診療指導
- （2）要診療者の受診状況や治療状況の把握
- （3）ハイリスクグループに検診を勧奨する方策
- （4）持続感染者が継続的な健康管理を受けていない場合の改善方策
- （5）かかりつけ医と専門医療機関との連携
- （6）高度専門的又は集学的な治療を提供可能な医療機関の確保
- （7）医療機関情報の収集と提供
- （8）人材の育成
- （9）その他肝炎対策の推進に必要な事項

（会議）

第3条 要綱第6条に定める会議のほか、肝がん部会の会議は、部会長が必要に応じ招集し、部会長が議長となる。

（関係者の出席）

第4条 部会長が必要と認めた時は、肝がん部会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

（雑則）

第5条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、肝がん部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成19年12月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月23日から施行する。